

令和2年2月25日（火）

## 令和2年第2回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和2年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島  
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと  
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、13番：田名和彦委員、14番：仲里敏夫委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを  
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説  
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。  
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から7番は、別紙参考資料1ページから7ページの調査書のとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており  
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

**玉元委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市清掃センターの北側500mに位置し、譲受人は農業経営の規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員にお願いいたします。

**國仲委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松の久貝公園から西側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

**長濱委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伊良部高校から白鳥岬方向に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培の農業経営です。

**議長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

**砂川委員**：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、皆福ダムの西側・整備事業地区に位置し、譲受人は農業経営でサトウキビの栽培を行うとの事です。

**議長**：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

**渡真利推進委員**：

受付番号5番の説明をいたします。場所は久松久貝の赤浜地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培しながら、マンゴー栽培も行うとの事です。

**議長**：次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。譲受人は、家族経営で30年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

受付番号7番の説明をいたします。譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有して家族経営でサトウキビ栽培を行っています。

**議 長：**ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号8番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号8番から10番は、別紙参考資料8ページから10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：**ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から宮古製糖工場向けの新里集落南側に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜・ゴーヤー栽培農家です。

**議 長：**受付番号 9 番と 10 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 4 区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 9 番と 10 番の説明をいたします。場所は、長間郵便局北側 500 ㎡の整備事業地区に位置し、譲受人はカボチャ栽培とハウスでのゴーヤー栽培農家です。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号 8 番から 10 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に、議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 9 件でございます。受付番号 11 番から 19 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 11 番から 19 番は、別紙参考資料 11 ページから 19 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号11番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについてを議題とします。事務局より議案の説明と朗読をお願いします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは2件です。受付番号1番と2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長中集落公民館付近の基盤整備事業区に位置し、譲受人はハーベスター2台所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西城保育所北側1kmに位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願、受付番号1番と2番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、2件でございます。  
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

**池間推進委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、中添道に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。

**議 長：**受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

**砂川事務局：**

受付番号2番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：**次に、日程第5議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。  
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、東添道の北側に位置し、譲受人は山羊の飼育農家で採草地の管理です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の北側に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所から宮國集落間のソバル地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から新里集落向けに位置し、譲受人は葉たばこと畜産経営農家で採草地の管理です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。  
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査報告の説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和2年2月12日に調査員として9番：松岡委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さんの6名で実施しました。日程として、午前10時から午後3時30分まで現地調査、3時40分から午後4時まで事務局にて調査内容調整会議を行い、4条申請22件、5条申請10件、非農地証明2件を調査した結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、高野集落から東側800㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

この申請に関しては、牛舎がすでに建築されていて違反転用だと思いますが、顛末書等を取った方がいいかと思いますが。

上原事務局：

はい、委員からの指摘のとおり、顛末書の添付をさせますのでよろしくお願います。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の敷地内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、製糖工場・原野・道路等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、池間給油所の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第7議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は19件でございます。受付番号1番から19番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から19番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

**荷川取委員**：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校第2農場の南西100㍍に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

**議 長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員**：質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員**：異議なし

**議 長**：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長**：次に、受付番号3番から9番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

**荷川取委員**：

受付番号3番から9番の説明をいたします。場所は、東小学校敷地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、小学校・宅地等と連なった農地と判断しました。

**議 長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員**：質疑なし

**議 長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番から9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号10番から19番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号10番から19番の説明をいたします。場所は、県立久貝団地の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番から19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第8議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、アットホーム心の北側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域、第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、旧城辺庁舎の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、学校・学校用地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、女性・若者活動促進施設の南側100㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古合同庁舎の西側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番と7番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号6番と7番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番と7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、上野博愛漁港の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、道路や宿泊施設等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号9番と10番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号9番と10番の説明をいたします。場所は、大米給油所の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地4割街区、宅地率が4割を超える農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番と10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号5番となります。先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議なしとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議長：次に、日程第10議案第9号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明願は、2件でございます。  
受付番号1番と2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、アットホームこころの北東300に位置し、雑木等が生い茂り、岩盤であるため非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、新城公民館の北東500㍍に位置し、土地は岩盤で森林原野化しているため非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第11議案第10号、土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（下地オホナ東地区）を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

農村整備課の事務局、沖縄土地連合会の事務局が土地改良事業本換地計画（下地オホナ東地区）」に関する資料等の説明を行い、農業委員等の同意をもらいました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第10号土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（下地オホナ東地区）を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からのご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和2年第2回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和2年2月25日（火）

会 長 芳 山 辰 巳  
13番委員 田 名 和 彦  
14番委員 仲 里 敏 夫



